

『手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版』 増刷に伴う修正一覧 [最新: 第4版(2025年2月13日発行)まで]

2020年12月25日に発行しました『手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版』初版 において誤りがありました。
深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

内容にかかわる修正

頁	場所	誤	→	正	修正した内容の説明	修正版
32	障害者福祉概論	(3)相談支援 ②地域移行支援	各障害福祉サービス事業所への 動向 支援等を行う	各障害福祉サービス事業所への 同行 支援等を行う	動向→同行	第4版 2025.2.13 発行
8	「手話通訳の心構え」	表1 上19段目	199 4 (平成 6)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	199 5 (平成 7)年 参議院選挙政見放送の一部に手話通訳導入	「1994(平成6)」→「1995(平成7)」に修正	第3版 2023.6.22 発行
		表1 下4段目	20 12 (平成 24)年 道路交通法の改正により条件つきで	20 08 (平成 20)年 道路交通法の改正により条件つきで	「2012(平成24)」→「2008(平成20)」に修正	
32	「障害者福祉概論」	(2)訓練等給付の囲み 上4行目	③就労継続支援(A型・ 雇用型 ・B型・ 非雇用型):一般企業での就労が困難な人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	③就労継続支援:一般企業での就労が困難な人に 働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型、結ばないB型がある。	修正	
43	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	左段上7行目	『手話通訳制度調査検討報告書』(1985(昭和60)年) にある手話通訳士の専門性	『手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書』(1988(昭和63)年) にある手話通訳士の専門性	報告書名の修正	
45		右段下11行目	(3) 手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 19 88 (昭和 63)年には、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)公認の手話通訳士資格認定制度創設に向け「 手話通訳士(仮称)認定基準等に関する報告書 」(以下、報告書	(3) 手話通訳制度調査検討報告書 19 85 (昭和 60)、厚生労働省(当時厚生省、以下同じ)手話通訳制度創設に向け「 手話通訳制度調査検討報告書 」(以下、報告書	報告書名の修正	
46		左段上7行目	ただし、「手話通訳士」は設置場所・地域等により、上記①②以外の業務を行うことも考慮する必要があります。	(削除)	文の削除	
54	「ことばの仕組みⅡ 音声言語」	右段上22行目	「今日(きょー)」は抑音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2 音節 になります。	「今日(きょー)」は抑音+長音ですから音節としては1音節です。拍としては2 拍 になります。	「音節」→「拍」に修正	
		右段下5行目	雨(高低)一 飽(低高)、著(低高)一 橋(高低) (共に標準的なアクセント)	雨(高低)一 飽(低高)、著(高低)一 橋(低高) (共に標準的なアクセント)	「著(高低)一 橋(低高)」に修正	
56		左段上19行目	長い きれい	長い	「きれい」を削除	
72	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」	右段上10行目	かなり広範囲に及んでいる実態が明らかになっています。 -ここに右記を加筆-	市町村の実態は報告書で確認し、自分の地域の実態も確認しましょう。	加筆	第2版 2021.5.24 発行
73		左段上3行目	-雇用された手話通訳者と登録された手話通訳者という2つの身分・業務形態を見てみましょう。	-手話通訳者の業務は多様で地域によっても違いがありますが、ここでは、ある程度まとめて簡単に整理しています。	修正	

誤字・脱字等の訂正

頁	場所	誤	→	正	訂正した内容の説明	
24		図1 地域生活支援事業の囲み 右側上2行目	専門性の高い意思疎通支援を行う者の 要請 ・派遣	専門性の高い意思疎通支援を行う者の 養成 ・派遣	「要請」→「養成」に訂正	第3版 2023.6.22 発行
33	「障害者福祉概論」	2 地域生活支援事業の7行目	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意 志 疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意 志 疎通を仲介する	意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意 図 疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意 図 疎通を仲介する	「意志」→「意思」に訂正	
		2 地域生活支援事業の14行目	④情報・意 志 疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	④情報・意 図 疎通支援用具(点字器、人工喉頭等)	「意志」→「意思」に訂正	
39	「ソーシャルワーク概論」	右段上16行目	バウンダリーとは支援者と 非 支援者の関係における境界線	バウンダリーとは支援者と 被 支援者の関係における境界線	「非支援者」→「被支援者」に訂正	
44	「手話通訳の理念と仕事Ⅰ」	右段下15行目	手話通 訳 技能認定試験	手話通 訳 技能認定試験	「訳」を追加	
68	「手話通訳の理念と仕事Ⅱ」	表2 5行目	文化的 感意 や	文化的 相違 や	「総意」→「相違」に訂正	